

津田沼駅周辺帰宅困難者等対策協議会規約

(名称)

第1条 この会は、津田沼駅周辺帰宅困難者等対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、災害等が発生した場合における公共交通機関の運行の停止又は遅延により、津田沼駅周辺において帰宅が困難となる者、又はやむを得ず当該地域から徒歩により帰宅する者（以下「帰宅困難者等」という。）に対して、必要な支援を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条に掲げる目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 協議会の構成員間の緊急連絡体制に関すること
- 二 帰宅困難者等への情報提供体制に関すること
- 三 津田沼駅周辺における一時滞在施設に関すること
- 四 帰宅困難者等の安全に配慮した誘導に関すること
- 五 帰宅困難者等の発生の抑制に関すること
- 六 徒歩により帰宅するためのルート及びマップに関すること
- 七 帰宅困難者等の対策訓練に関すること
- 八 その他協議会が必要と認める事項についての調査、研究又は実施に関すること

(構成)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる者のうち、協議会へ参加を表明した者をもって構成する。

- 一 鉄道事業者
- 二 津田沼駅周辺に所在又は当該地域に関係する以下の者
 - ① 大規模集客施設事業者
 - ② 民間事業者（①に掲げる者は除く。）
 - ③ 大学又はその他学校
- 三 警察機関
- 四 消防機関
- 五 千葉県
- 六 習志野市
- 七 船橋市
- 八 前各号に掲げる者のほか、協議会において特に必要があると認める者

(役員)

第5条 協議会に会長1名、副会長2名以内を置く。

(役員を選任方法)

第6条 会長及び副会長は、協議会で選任する。

（役員の職務）

第7条 会長は協議会を代表し、協議会の事業を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（オブザーバー）

第8条 協議会には、協議会の活動を円滑に進めるため、専門的知識を有する者をオブザーバーとして置くことができる。

（会議）

第9条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 第一項の会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（事務局）

第10条 協議会の事務を処理するため、習志野市**総務部**危機管理課に事務局を置く。

（ワーキンググループ）

第11条 協議会は、具体的な課題について検討するため、構成員及びオブザーバー機関の担当者によるワーキンググループを設置することができる。

（その他）

第12条 この規約に定めのない事項については、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成24年7月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年10月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年8月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年5月18日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年9月30日から施行する。

(別表)

津田沼駅周辺帰宅困難者等対策協議会構成機関

東日本旅客鉄道株式会社（JR 津田沼駅）
京成電鉄株式会社（京成津田沼駅・新津田沼駅）
イオンリテール株式会社（イオン津田沼店・イオンモール津田沼店）
ミーナ津田沼
津田沼ビート
ロハル津田沼
奏の杜 フォルテ
J R 東日本ホテルメッツ津田沼
学校法人千葉工業大学
習志野市立谷津小学校
習志野市立第一中学校
習志野市立第五中学校
船橋市立前原小学校
船橋市東部公民館
習志野商工会議所
津田沼南口商店会
津田沼 1 丁目商店会
船橋市前原商店会
津田沼連合町会
津田沼北部連合町会
谷津連合町会
谷津西部連合町会
前原自治連合協議会
習志野警察署
船橋東警察署
習志野市消防本部
船橋市消防局
千葉県葛南地域振興事務所
船橋市（危機管理課）
習志野市（危機管理課）

合計 30 機関